

市町村地域防災計画の修正報告について

災害対策基本法第42条において、市町村防災会議は、市町村地域防災計画を修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告することと規定されており、前回、防災会議を開催した令和7年10月31日以降に、知事が報告を受けたものは、以下のとおり。

No,	市町村名	報告年月	主な修正内容
1	新発田市	令和7年12月	新潟県地域防災計画の修正等の反映（震災・風水害対策編等）
2	柏崎市	令和8年3月	新潟県地域防災計画の修正等の反映（地震・津波災害対策編、風水害等対策編等）